

Kyorin



健康はキョーリンの願いです。



環境・労働安全衛生報告書

Environmental, Occupational Health and Safety Report

すばらしいこの地球を我々の行動で守ります

2009 年

杏林製薬株式会社

ごあいさつ

昨今、環境問題は高い関心をもたれておりますが、我々人類が生存していくためには、企業活動において地球環境に責任をもち、その上で魅力ある製品を世の中に送り出す必要があることは言うまでもありません。

一方、労働安全衛生面におきましては従業員の多様性・人格・個性を尊重しつつ、安全と健康を確保する快適で働きやすい職場環境の実現が求められます。

当社は「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します」という企業理念の下、「笑顔のある社会の実現」のため、医薬品の研究開発・製造・販売を主たる業務とした個性的で存在意義のある健康貢献企業を目指しています。

当社の環境に対する取り組みは、製薬企業の中では比較的早く、1999年に野木工場が環境マネジメントシステムの国際基準であるISO14001の認証を取得し、その後各工場、研究所の認証取得を経て2004年度には本社を含め、全ての工場、研究所、支店・営業所がISO14001の認証を取得いたしました。

労働安全衛生につきましては、2003年に野木工場、岡谷工場、能代工場が労働安全衛生マネジメントシステムであるOHSAS18001の認証を取得し、2004年7月には本社、研究事業所、支店・営業所で認証取得いたしました。全社（本社、工場、研究事業所、支店・営業所）でISO14001とOHSAS18001双方の認証を取得し維持している現状は、全員が一丸となって取り組んだ成果です。

さらに2004年11月にはISOとOHSASのシステムを統合し、EHS活動（※）という名の下で、効率的且つ効果的に統合システムの運用を図っています。

環境・労働安全衛生活動は、従業員・関係者全員で取り組むことが大切且つ有意義であると考えて取り組んでまいりました。今後も地球環境の保全、職場の労働安全衛生の向上に積極的に取り組み、環境面からも労働安全衛生面からも社会に貢献する所存です。

今年度も環境保全と労働安全衛生の活動内容を「環境・労働安全衛生報告書」として取りまとめました。本報告書を通して、当社の環境保全・労働安全衛生に対する考え方や活動をご理解いただき、ご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2009年9月1日)

杏林製薬株式会社
代表取締役社長 平井敬二



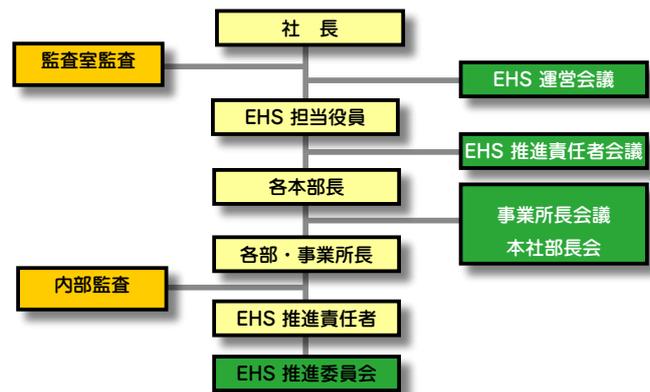
※ EHS: Environmental(環境), Health(健康), Safety(安全)の略
当社の社内用語として使用しています。

会社概要 (2009年3月31日現在)

社名 杏林製薬株式会社
 創業 大正12年(1923年)
 設立 昭和15年(1940年)
 資本金 43億17百万円
 本社所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目5番地
 従業員数 1,716名
 事業内容 医薬品、医薬部外品、試薬、工業製品等の製造販売
 事業所 探索合成研究所、創薬研究所、開発研究所
 岡谷工場、能代工場
 札幌支店、仙台支店、関越支店、埼玉千葉支店、
 東京第一支店、神奈川静岡支店、名古屋支店、
 大阪第一支店、京滋北陸支店、兵庫四国支店、
 広島支店、九州第一支店、九州第二支店
 (13支店、86営業所)

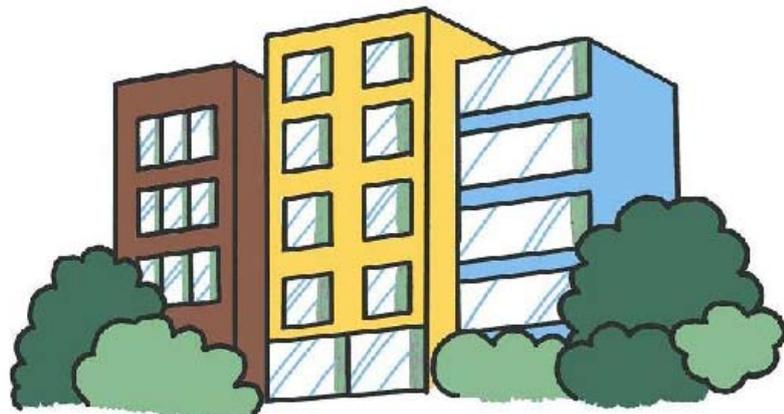


【EHS活動社内組織体制】



報告書目次

環境・労働安全衛生（EHS）方針	4
環境・労働安全衛生に関する報告	
全社重点目標（達成状況と次年度の目標）	5
全社における1年間の環境との関わり	7
環境に対しての継続的な取り組み	8
労働安全衛生に関する取り組み	9
事業所別活動	
研究部門の取り組み	10
製造部門の取り組み	14
営業部門の取り組み	18
本社の取り組み	20
その他全社での取り組み	22
企業の社会的責任	
当社のコンプライアンス・リスク管理に対する取り組み	24
公益通報者保護法への対応	24
社会とのコミュニケーション	25
当社EHS活動の歩み	28



環境・労働安全衛生（以下「EHS」という）方針

当社は、医薬品の研究開発、製造、販売等に係わる全ての活動において、キョーリン企業行動憲章に基づき、EHSマネジメントシステムを経営の重要な柱として位置付け全社で取り組み、継続的にステップ・バイ・ステップで環境改善及び汚染予防に努めます。また併せて、労働安全衛生リスクの発生防止および予防の効果を高めていきます。

1. EHSマネジメントシステムの確立と維持向上

EHS担当役員は、EHS推進責任者を任命し、EHS管理の組織の責任と権限を明確にして、質の高いEHS活動を推進します。

2. 法規制の順守

EHS関連の法規・規制・協定等を順守するとともに、必要な場合は自主管理基準を設定し、EHSの維持、改善に努めます。

3. EHS上の負荷の低減

省エネルギー・省資源、廃棄物の削減、化学物質の管理強化、作業環境の改善などのEHS目的・目標の設定と見直しを行い、環境及び労働安全衛生の負荷の低減に努めます。

4. 安全と健康の優先

人間尊重の立場から、安全と健康を全てに優先させます。

5. 継続的改善

本方針及び目標を達成するために、積極的に要員、設備、資金、情報を準備し、EHSマネジメントシステムを定期的に見直します。

6. 内部監査

本方針及びEHS目的・目標への適合性を評価するため、定期的に内部監査を実施します。

7. 教育訓練

組織で働くまたは組織のために働くすべての人に本方針を周知させ、また、EHSの重要性を認識させ、自覚を持った行動ができるよう教育・啓発します。

8. 社会との共生

EHS活動の推進にあたっては、地域社会と協調して行います。

9. EHS方針の公開

本方針は、社内外に公開します。

2005年11月1日

杏林製薬株式会社
EHS担当役員
取締役執行役員総務部長

松本 臣 春